意見案第１０号

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書

（原案可決）

本年７月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年７月２８日に発生した「令和８年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

１　猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

２　災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）やＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

３　被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、ＧＡＤＭ（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

４　ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

５　複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年１０月１６日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣　宛各通

意見案第１１号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

（原案可決）

化学物質過敏症（ＭＣＳ）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和６年４月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

１　全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

２　客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

３　公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、5 省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

４　就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者および教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

５　総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

６　発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年１０月１６日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣、経済産業大臣　宛各通

意見案第１２号

長期休業中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書

（原案可決）

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休みや冬休みなどの長期休業期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑時の冷房施設や厳寒期の暖房費の確保が十分でない家庭では、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子どもの健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「長期休業こども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く求める。

記

１　身近な公共施設の拠点化と居場所・食の確保

学校施設（図書室・多目的室等）を、冬季を含め、地域の気候条件に応じた安全な居場所として活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受け入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの長期休業中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。

２　地域における食料供給ラインの強化

こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こども生活支援事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等へ円滑な供給体制を推進すること。

３　アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS 等を活用したプッシュ型支援情報の発信体制を拡充すること。

４　困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額の更なる引き上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年１０月１６日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、文部科学大臣、厚生労働大臣　宛各通

意見案第１３号

道立高等学校における空調設備の早期整備及び財政支援の拡充を求める意見書

（原案可決）

近年、気候変動により北海道においても夏季の気温上昇が顕著となり、学校における酷暑対策は、子どもたちの生命と健康を守り、良好な教育環境を確保する上で重要な課題となっている。

北海道教育委員会では、道立学校の普通教室に窓枠クーラーやスポットクーラー等の簡易型空調機器を整備してきた。緊急的な暑さ対策として一定の役割を果たしている一方、道教育委員会自身も、その冷却効果は一般的な冷房設備と比較して限定的であるとしている。

また、道内の市町村立小中学校では空調設備の整備が進められており、義務教育段階で確保された教育環境が、高校進学後に後退することは望ましい状況とは言えない。

さらに、高等学校等就学支援金制度の拡充により、公立・私立を問わず学校が選択される環境が広がる中、教育内容のみならず、学校施設の整備や良好な教育環境の確保は、道立高校が将来にわたり生徒から選ばれるためにも必要であり、地域によって教育環境に格差が生じることなく、子どもたちが等しく良好な環境で高等学校教育を受けられることは、教育の機会を保障する上でも重要である。

一方、公立高等学校の空調設備整備については、小中学校等を対象とする学校施設環境改善交付金と同様の財政支援が十分に確保されておらず、設置者である都道府県の財政負担が大きな課題となっている。

北海道の未来を担う子どもたちの生命と健康を守り、安心して学ぶことのできる教育環境を整備することは、将来への重要な投資である。

よって、国、北海道及び北海道教育委員会においては、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

１　北海道及び北海道教育委員会においては、道立高等学校の普通教室について、十分な冷房能力を有する空調設備の整備を計画的かつ早期に進めること。

２　国においては、公立高等学校における空調設備の整備及び更新を促進するため、十分な財政支援制度を整備・拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年１０月１６日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、北海道、北海道教育委員会　宛各通

意見案第１４号

ゲノム編集技術応用食品の安全性確保及び消費者への情報提供の充実を求める意見書

（原案可決）

ゲノム編集技術は、人工の酵素を用いて狙ったＤＮＡ配列に変化を起こし、計画的にその性質を変化させ改良する技術です。

健康維持を目指した食品の開発や、効率的な農作物の栽培、品種改良など、消費者にメリットをもたらす可能性がある一方で、オフターゲット変異など予期せぬ変化による影響については、引き続き科学的知見の集積と検証が求められます。

我が国では、外来遺伝子を含まないゲノム編集技術応用食品について、安全性審査の対象外とされ、一定の届出制度の下で流通しています。

国は、自然界や従来の品種改良でも起こり得る変化の範囲内であること、また現時点ではゲノム編集技術によるものか従来育種によるものかの判別が科学的に困難であることを理由としています。

しかしながら、消費者の中には最新のバイオテクノロジーに対して関心や不安を抱く方もおり、消費者の知る権利・選択する権利を確保するためには、科学的根拠に基づく分かりやすい情報提供やリスクコミュニケーションを充実させ、正しい知識に基づき判断できる環境整備が重要です。

したがって、ゲノム編集技術の適切な活用を進めるとともに、科学的知見に基づく安全性の確保及び消費者への情報提供の充実について、国において更なる検討を行うことを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年１０月１６日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）　宛各通

意見案第１５号

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

（原案可決）

軽油引取税については、平成２１年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、令和６年３月末で廃止される予定となっていましたが、索道事業者等からの強い要望により３年間延長措置が認められ、令和９年３月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危倶されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンテを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年１０月１６日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣　宛各通

意見案第１６号

米国産バレイショ生塊茎の輸入解禁要請に対する厳格な対応を求める意見書

（原案可決）

北海道の農業・農村は、広大な土地資源を生かし、安全・安心な農畜産物を安定的に生産・供給する、我が国の重要な食料供給地域である。昨年４月に策定された「食料・農業・農村基本計画」においても、食料自給率の向上を掲げ、北海道は主要穀物等の主産地として位置づけられており、我が国の食料安全保障の確保に果たす役割は一層重要となっている。また、バレイショは、本道の畑作農業における輪作体系を構成する基幹作物の一つであり、全国の生産量の約８割を占めるなど、我が国の食料安全保障を支える上でも重要な作物となっている。一方、本道では、バレイショに深刻な被害をもたらすジャガイモシストセンチュウが １９７２年に初めて確認されて以降、農業者や関係機関が蔓延防止対策に取り組んできたものの、発生地域は拡大している。さらに、２０１５年にはジャガイモシロシストセンチュウが我が国で初めて確認され、国による緊急防除により防除が完了した地域がある一方で、新たな発生も確認されており、防除区域の生産者や関係者には、今なお防除作業など大きな負担が生じている。こうした中、我が国では、植物防疫法に基づき、国内農業に被害を及ぼすおそれある病害虫の侵入を防止するため、寄主植物の輸入禁止や検査など、リスクに応じた植物検疫措置を講じている。ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウについても、発生国からのバレイショ生塊茎などの輸入を禁止している。一方、我が国が加盟するＷＴＯのＳＰＳ協定では、相手国から輸入解禁要請があった場合、科学的根拠に基づき、病害虫の侵入リスクを適正に管理できるかについて検疫協議を行うこととされている。国は、２０２０年３月に米国から一般流通用生鮮バレイショの輸入解禁要請を受けて以降、病害虫のリスク評価を進めており、今般、その結果を公表し、今後はリスク管理措置について米国側との協議を進める段階に入る。国際的なルールに基づく科学的な協議が行われる一方で、生産現場からは、十分かつ厳格な措置が講じられないまま輸入解禁に至るのではないかとの強い懸念が示されている。よって、国においては、今後とも、ジャガイモシストセンチュウ類をはじめとする病害虫の侵入防止が図られ、地域の担い手が将来にわたり意欲を持ってバレイショ生産に取り組むことができるよう、次の事項について強く要望する。

記

１　本道の畑作農業に悪影響を与える病害虫の侵入は万が一にもあってはならないことから、米国との輸入検疫協議においてはそのリスクを確実に排除するとともに、バレイショの国内における安定生産に支障を来すことのないよう、また、食料安全保障の確保に資さない輸入解禁につながらないよう毅然とした姿勢で厳格に対応すること。

２　米国との輸入検疫協議については、病害虫の防除対策や種子生産などで現場対応に苦慮し

ている中で、輸入解禁を見込んだ報道などにより不安が広がっていることから、生産者や関係者に対して正確かつ丁寧な状況説明を行うこと。

３　米国との輸入検疫協議の動向にかかわらず、今後とも国民へのバレイショの安定供給が図られるよう、地域の実情に応じた適切な輪作体系を推進するとともに、本道のバレイショ生産体制の強化に向けた支援を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年１０月１６日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣　宛各通